

殺傷武器輸出全面解禁の閣議決定の強行に抗議し、撤回を求める

2026年4月22日 日本平和委員会

高市政権は、4月21日に国家安全保障会議と閣議を開催し、防衛装備移転三原則とその運用指針を改定した。完成武器の輸出は5類型（救難、輸送、警戒、監視、掃海）に限るとしてきたこれまでの制約を取り払い、殺傷・破壊能力を持つ武器の輸出を原則解禁する決定を強行した。これは憲法9条に基づく「平和国家」の看板を完全に投げ捨て、「死の商人」国家への道に公然と突き進む暴挙であり、断じて許されない。政府はこの決定を行うにあたり、国会で追及されても、与党と協議中と答弁するばかりで、一切のまともな説明を行ってこなかった。しかも、どんな世論調査でも、殺傷武器輸出の解禁に反対が多数を占めている（朝日新聞4月21日付＝「反対」67%）。この民意を無視し、国会審議も行わず、9閣僚だけの国家安全保障会議と閣議で強行したこの決定は、民主主義を根本から蹂躪する暴挙と言わなければならない。私たちは、満身の怒りを込めて抗議し、その撤回を求めるものである。

かつて自民党政府も、憲法9条と平和を願う世論を背景に、1976年の三木内閣統一見解以来、武器輸出全面禁止の政策をとってきた。1981年には自民党を含め全会一致で武器輸出禁止原則の「実効ある措置」が衆参両院で決議された。ところが、特に、第2次安倍政権が2014年に防衛装備移転三原則をつくり、武器輸出を条件付きで可能にして以降、政府はライセンス元国への輸出や共同開発の次期戦闘機の第三国輸出など、次々と殺傷武器輸出の範囲を拡大してきた。しかし、「平和国家」の建前から、最後に残された制約が「5類型」だった。これをかなぐり捨てた高市政権の責任は重大と言わなければならない。

改定された運用指針では、輸出先を国連憲章に適合した使用を義務付ける国際約束（防衛装備技術移転協定の締約国に限定するとしている。しかし、同協定を結ぶ米国政府は、国連憲章違反の無法なベネズエラ侵略やイラン侵略を繰り返し、日本政府はこれを国連憲章違反と批判しない、恥ずべき態度を取り続けている。日本製の殺傷武器が無法な戦争に使用されない保証は全くないと言わなければならない。

また、運用指針は、「武力紛争の一環として現に戦闘が行われていると判断される国」には、原則として輸出できないとしている。しかし政府の見解は、これはその国の領域で戦闘が繰り返されている国を指すものだとされている。他国を攻撃している米国などは含まれないのである。

しかも、運用指針では、「我が国の安全保障上の必要性を考慮して、特段の事情がある場合」は、「現に戦闘が行われていると判断される国」への殺傷武器輸出も可能だとしている。その「特段の事情」とは、「戦闘中の米軍がインド太平洋地域で態勢を維持するため、日本の装備品を必要としている場合」などが含まれるとされる（東京新聞、4月21日）。無法な米軍の戦闘を支えるために、日本の殺傷武器が輸出される危険がある。

こうしたずさん極まりない基準での殺傷武器輸出を国会にも諮らず、国家安全保障会議の4大臣会合で承認し、国会には一片の紙切れで通知するだけ——まさに歯止めなき「死の商人」国家に道を開くものである。

政府は、これが同盟国・同志国の抑止力・対処力を強化し、望ましい安全保障環境に寄与するなどとしている。しかし、これは、軍拡競争を激化させ、紛争を助長する危険極まりない道である。そして、紛争や戦争に寄生し、利益をむさぼる「死の商人」国家へと墮落していく道だ。

私たちは今回の決定を撤回し、日本国憲法の立場に立って、武器輸出全面禁止へと立ち戻ることを強く求め、そのために全力を挙げる決意を表明するものである。